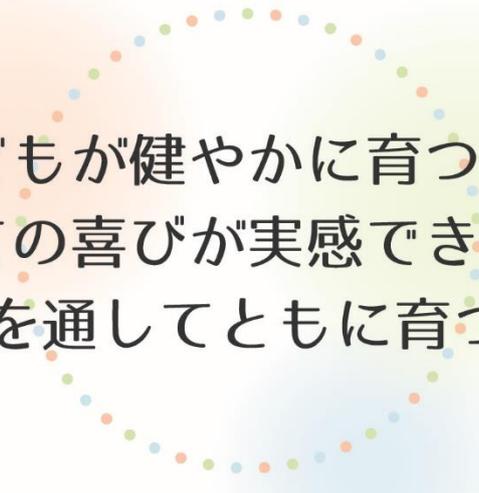


第2期鎌倉市子ども・子育て きらきらプラン

～かまくらっ子をみんなで育てよう！～

計画期間：令和2年度～令和6年度



子どもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉



令和2年(2020年)3月
鎌 倉 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 法令等の根拠.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
第2章 本市の子ども・子育てを 取り巻く現状	3
1 人口の状況.....	3
2 教育・保育サービス等の状況.....	5
3 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況.....	7
第3章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念.....	8
2 計画の視点.....	9
3 基本目標.....	11
4 重点取組.....	12
5 計画の体系.....	13
第4章 施策の展開	14
基本目標 1 子育て家庭支援の充実.....	14
基本目標 2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援.....	16
基本目標 3 子どもの権利や安全の確保.....	18
基本目標 4 子どもの社会的成長の促進.....	19
基本目標 5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現.....	20
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み （事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）	21
1 教育・保育事業提供区域の設定.....	21
2 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	22
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	23
第6章 計画の推進に向けて	24
1 計画の推進体制、進行管理.....	24
2 個別事業の点検・評価.....	24
3 情報公開.....	24

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子化や核家族化が進行し、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化するなかで、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺なども深刻な社会問題となっています。

このような中、国では平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年（2015年）4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

さらに、女性の就業率の上昇等に伴い、保育所等の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しており、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、平成29年（2017年）6月に「子育て安心プラン」を策定し、令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。さらに、平成30年（2018年）9月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を進めています。

また、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、3歳から5歳及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することを掲げており、本市でも令和元年（2019年）10月より、幼児教育・保育の無償化事業を開始しています。

こういった状況を鑑み、令和2年度から令和6年度までを計画期間として『第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン』を策定し、子ども・子育て支援のさらなる推進を図っていきます。

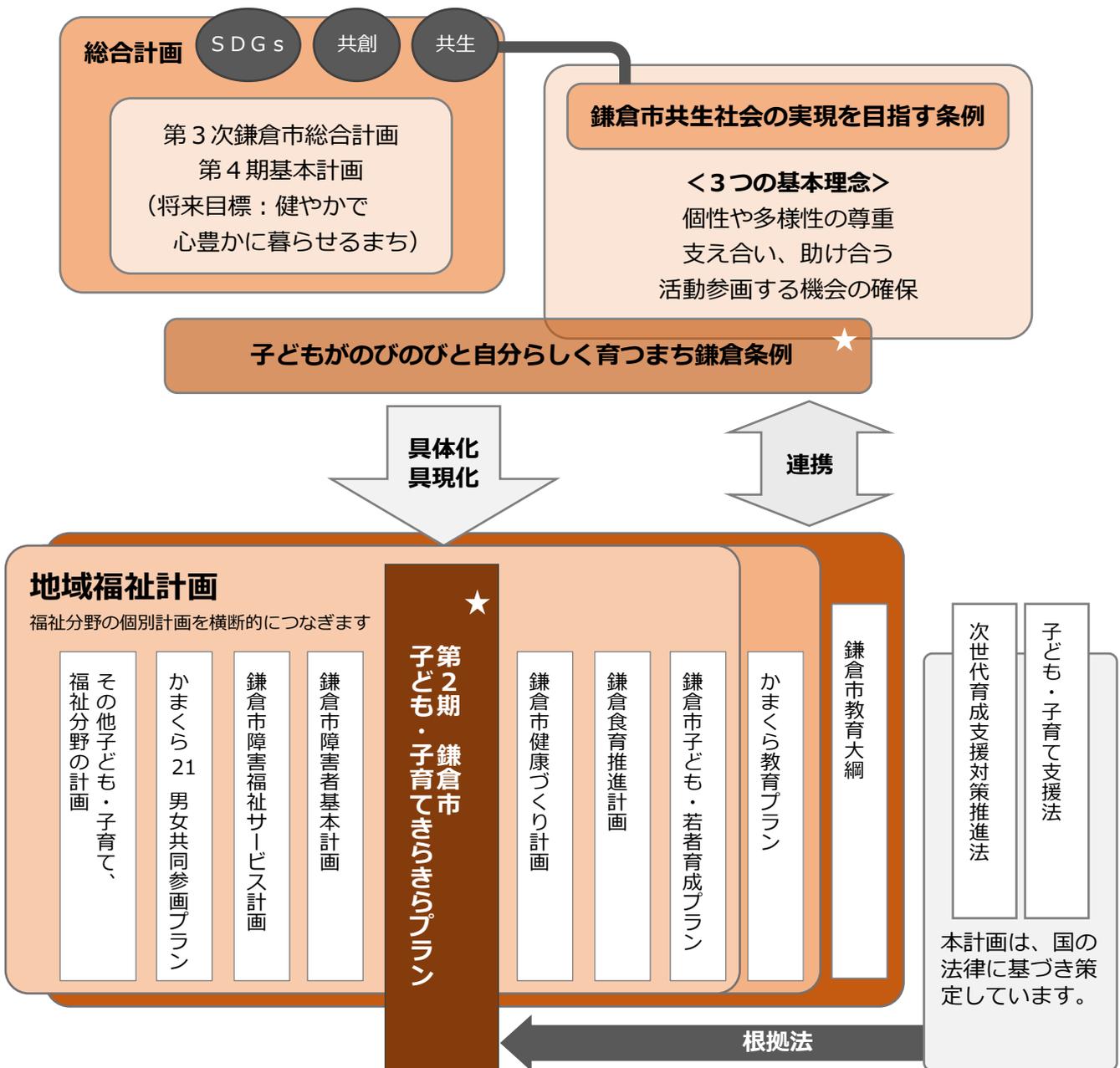
2 法令等の根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定しました。

3 計画の位置づけ

この計画は、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など、地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定しました。

また、「鎌倉市総合計画」を基本とし、「鎌倉市子ども・若者育成プラン」「かまくら教育プラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉食育推進計画」「鎌倉市障害者基本計画」「鎌倉市障害福祉サービス計画」「かまくら21男女共同参画プラン」などと調和を図りながら策定しました。



★ 「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」は、令和2年（2020年）3月13日に施行した、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の理念を基に条例を具体化、具現化する計画と位置づけ、子ども・子育て支援に関わる事業を推進します。

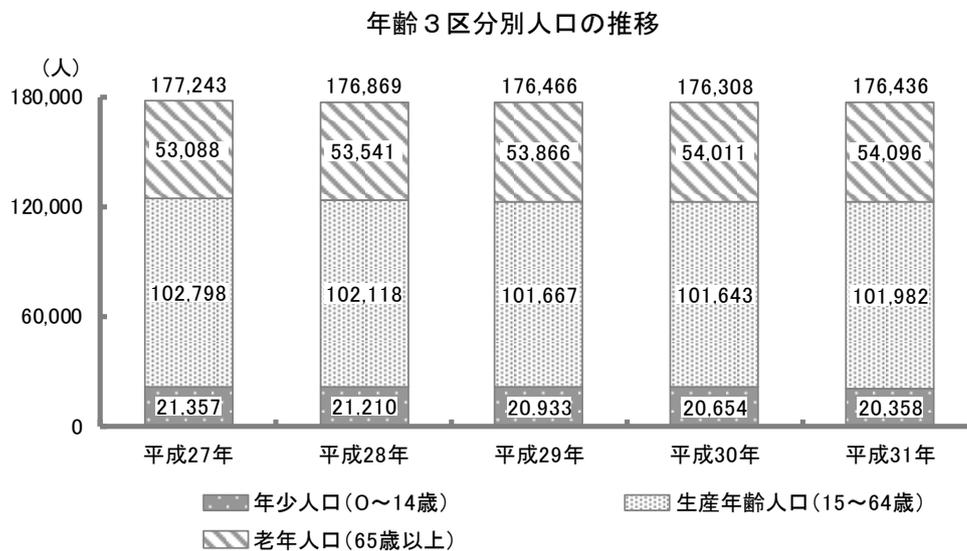
第2章

本市の子ども・子育てを 取り巻く現状

1 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は平成27年（2015年）から平成30年（2018年）までは減少し、平成31年（2019年）で176,436人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

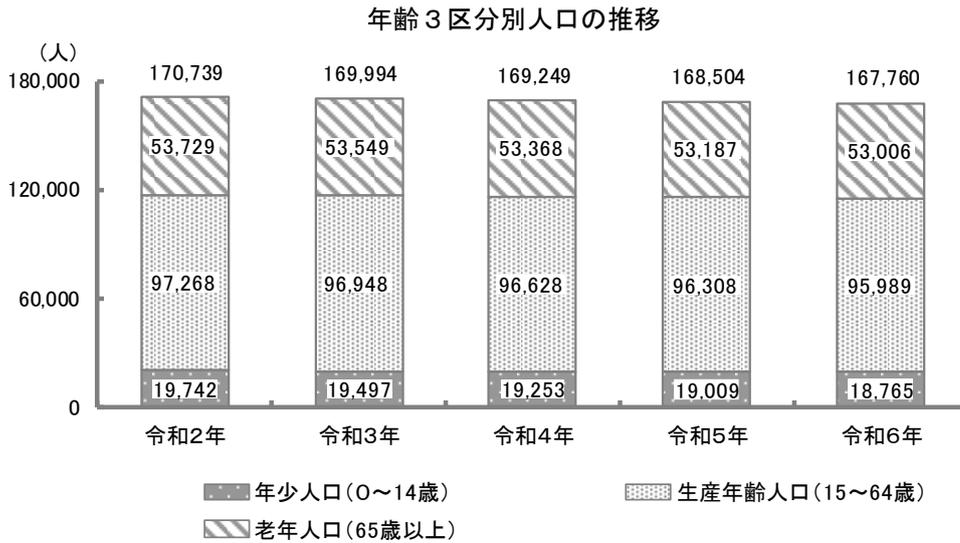


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢3区分別目標人口

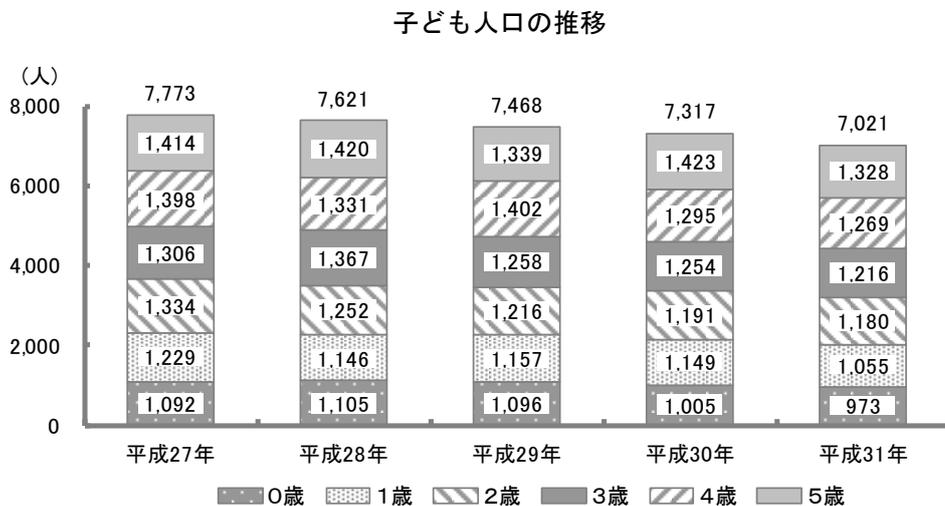
コーホート要因法（平成27年（2015年）の国勢調査に基づく）による推計を基に、施策を通じて社会移動が活性化され、自然減が緩やかとなることを目指した目標人口を算出しました。

本市の今後5年間の目標人口をみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少しており、特に年少人口の減少割合が高くなっています。



③ 年齢別就学前児童数の推移

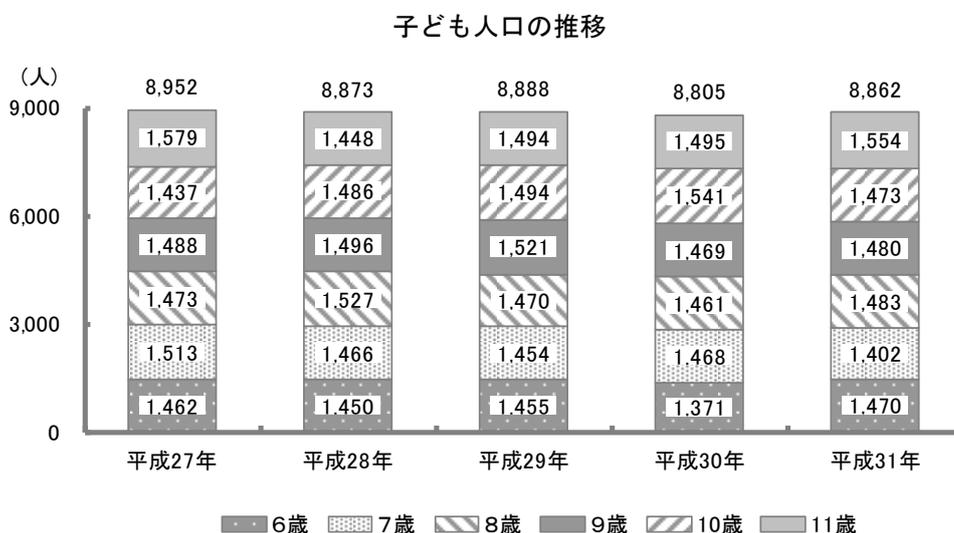
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年（2015年）以降減少しており、平成31年（2019年）3月現在で7,021人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

④ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年（2015年）以降増減を繰り返していますが、平成27年（2015年）に比べ平成31年（2019年）では減少し、平成31年（2019年）3月現在で8,862人となっています。

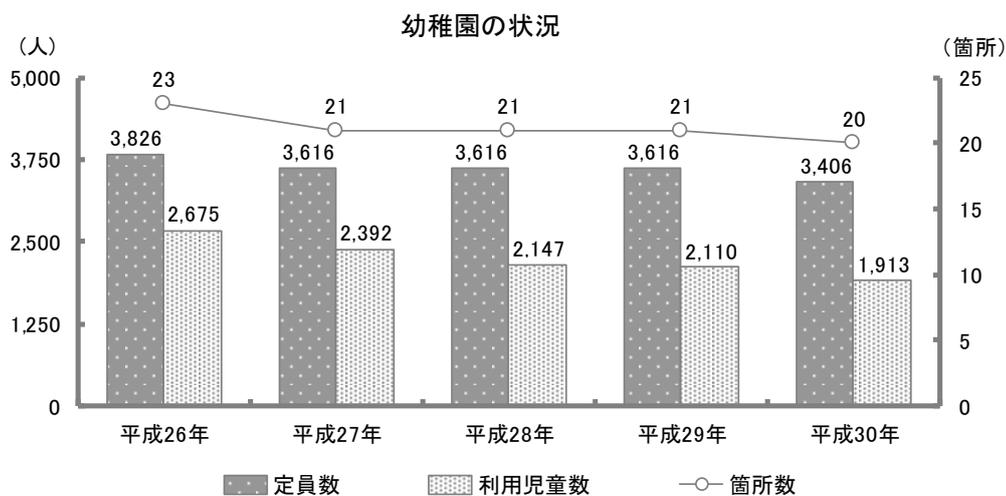


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

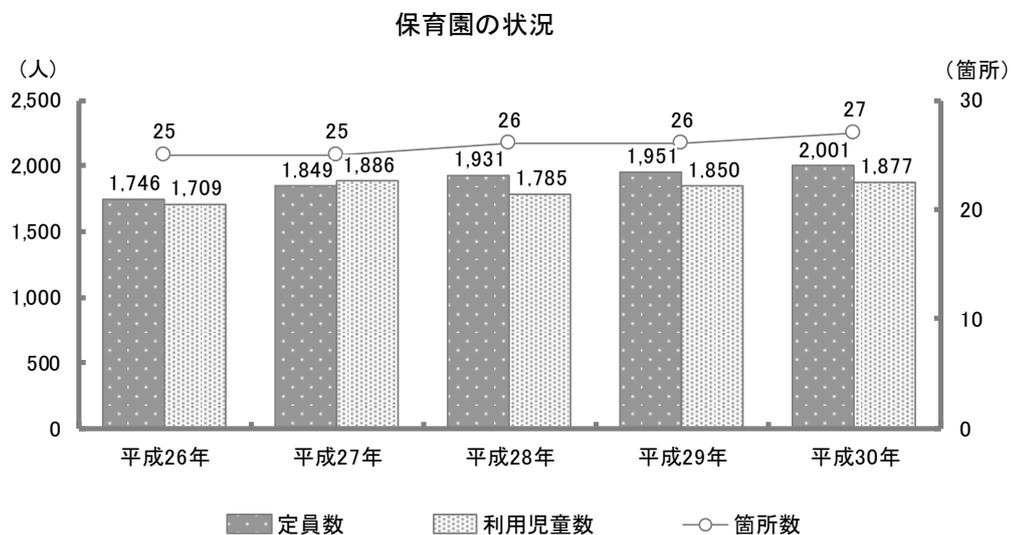
本市の幼稚園の状況をみると、認定こども園移行等に伴い利用児童数は減少傾向となっており、平成30年（2018年）で利用児童数は1,913人となっています。



資料：鎌倉市私立幼稚園等就園奨励費補助金 支払実績

② 保育園の状況

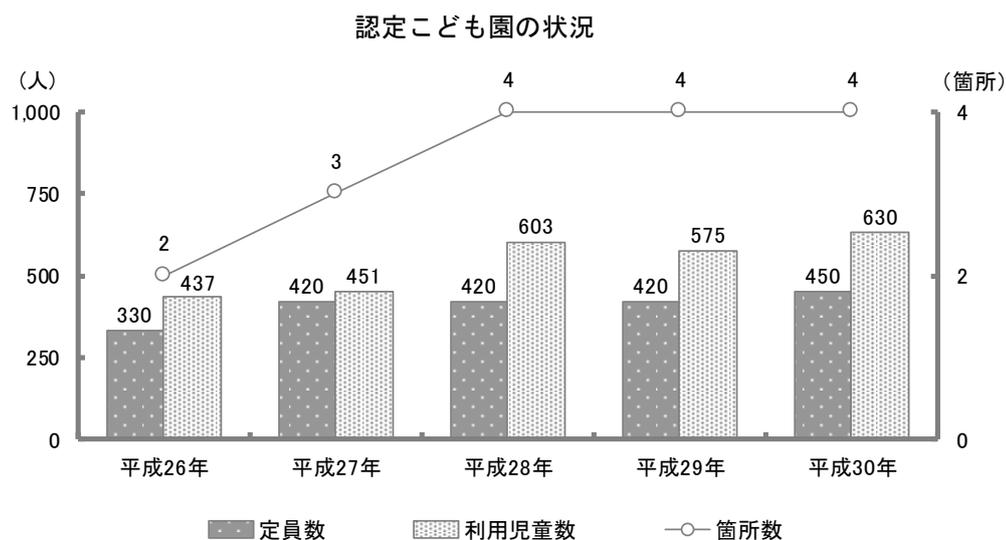
本市の保育園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30年（2018年）で利用児童数は1,877人となっています。



資料：入所状況等（各年4月1日現在）

③ 認定こども園の状況

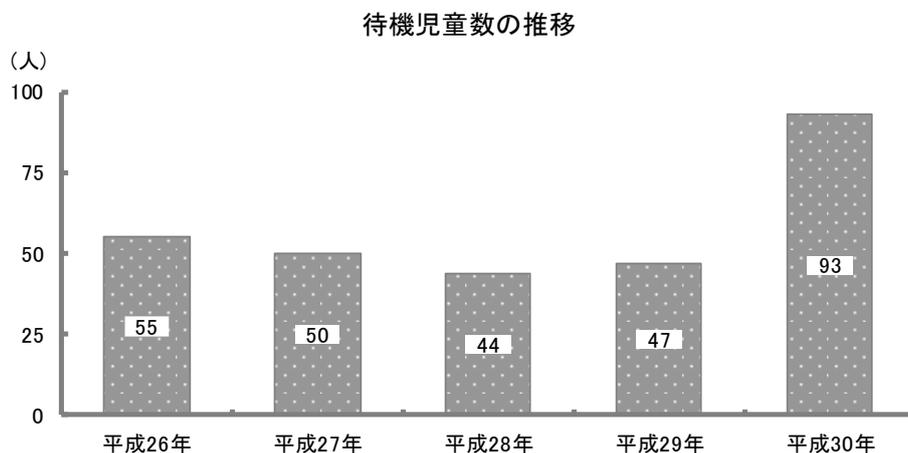
本市の認定こども園の状況をみると、利用児童数は増加傾向にあり、利用児童数が定員数を超えています。



資料：入所状況等（各年4月1日現在）

④ 待機児童数（保育所等）の推移

本市の待機児童数の推移をみると、平成28年（2016年）までは減少傾向にありましたが、平成29年（2017年）から増加に転じ、平成30年（2018年）で93人となっています。

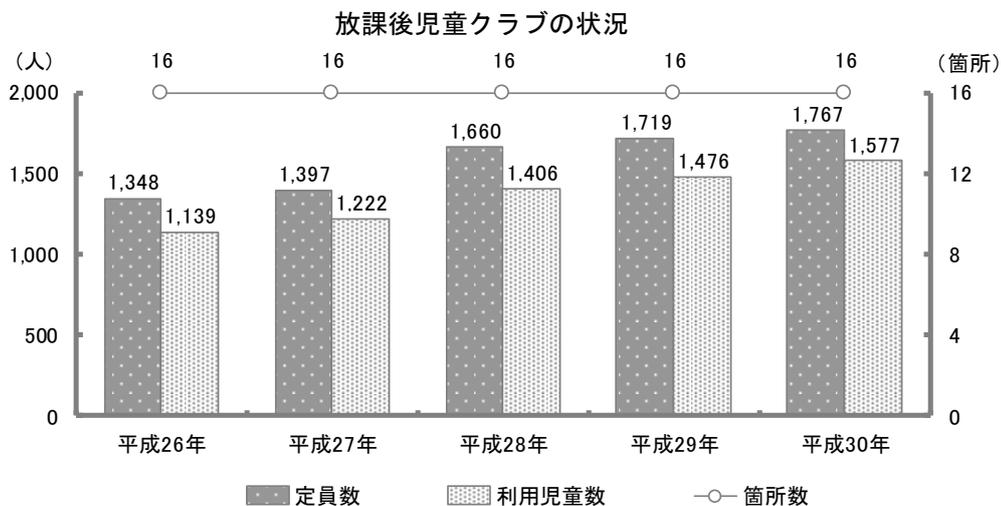


資料：待機児童数（各年4月1日現在）

※待機児童数の算定方法について…平成30年度から新定義が適用され、算定方法が変更されました。旧定義では、保護者の育児休業中は待機児童に含めないことができるとされていましたが、新定義では、復職の意思を保護者に直接確認し入所に伴い復職することが確認できた場合には、待機児童に含めることとされています。

3 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は年々増加しており、平成30年（2018年）で1,577人となっています。



資料：登録状況等（各年4月1日現在）

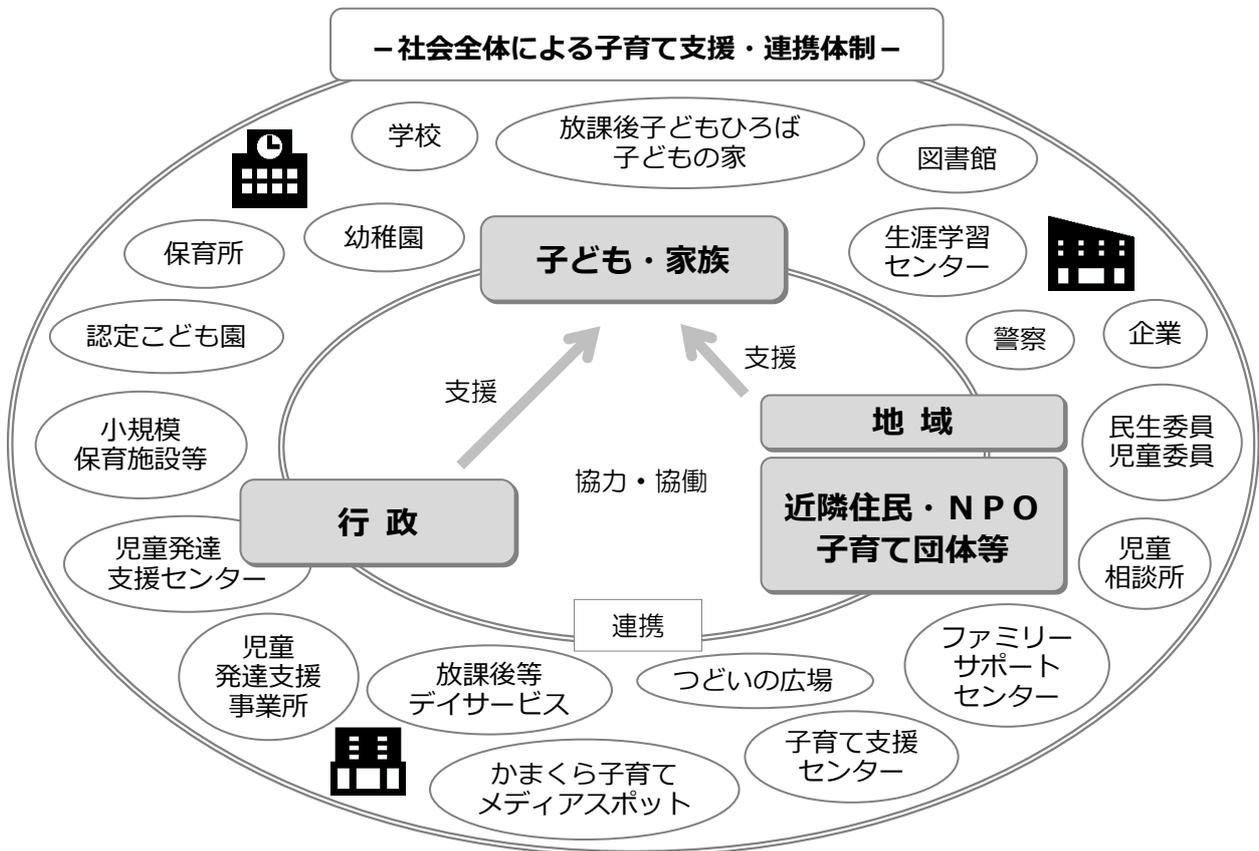
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1期計画では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念に掲げ、子育て支援の施策を推進してきました。

本計画では、子どもの元気な声がまちにこだまし、これから子どもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんなが子どもたちを温かく包み込む、そのようなまちを本市はめざし、第1期計画で掲げた基本理念を継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉



2 計画の視点

【SDGs未来都市】

本市は平成30年（2018年）に「SDGs未来都市」に選定され、「鎌倉市SDGs未来都市計画」を策定しました。2030年のあるべき姿の一つとして、「共創・共生社会の実現（社会）」を掲げており、SDGsの理念を活かした取組を行っています。

※SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた、世界共通の17の目標です。



【子育て支援に特に関連するSDGsのゴール】

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。



第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画においてSDGsの達成に向けた取組の方向性を提示しているため、本計画についても取組との整合を図ります。

【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】

本市では、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができる社会を実現することを目的として、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。

本条例は、鎌倉市の目指す共生社会の実現に向けた取組についての基本理念、行政の責務、市民及び事業者の役割を明確にし、基本的施策を定めることで、市全体の取組の土台となる共通認識になるよう位置づけています。

【子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】

本市では、令和2年（2020年）3月13日に、全ての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく育つことができるように子どもを支援するため、基本理念、基本となる施策等、必要事項を定める「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を施行しました。

この条例では、次のような基本理念を掲げています。

（基本理念）

第3条 子どもへの支援は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) 子どもが、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を妨げられることがないよう、子どもの最善の利益が追求され、児童虐待を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じて学び、生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けること。
- (4) 子どもが、何を思い、何を感じながら行動し、又は活動しているのか理解され、一人一人の個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (5) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれその責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

市は、子ども、子育てに関わる方々、地域社会と連携し、一体となって子どもの育つ環境を整えていくとともに、「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の着実な推進を図ることを定めており、この条例の理念に基づく施策の推進が重要です。

このように、SDGsや共創・共生、子どもの支援に関する新たな取組が推進される中、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」が令和元年度で最終年度を迎えることから、これらを計画の視点として位置付け、引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため、「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 基本目標

基本理念の実現のために、本市では基本目標を以下のように設定しました。

(1) 子育て家庭支援の充実

子育ての不安や悩みを解消するための体制の整備や、子育て家庭に対する経済的支援、医療体制の充実等により、子育てに関する悩みや不安の解消に努めます。

(2) 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭など、特別な配慮や支援が必要な子どもの状況に応じた支援の充実とともに、児童虐待防止対策に努めます。

(3) 子どもの権利や安全の確保

子どもが安心して生活ができる環境を整え、子どもと子育て家庭にとって安全で住みやすいまちを創り上げることを通じて、子どもが権利の主体として尊重され、健やかに育つことができるまちをめざします。

(4) 子どもの社会的成長の促進

子どもが健全に育つ環境を整え、子どもに交流の機会や遊び・学びの場を提供するとともに、多様な体験の機会を提供することを通じて社会性を育てていきます。

また、生活の基本となる家庭教育の充実を促進し、就学前の教育及び学校教育の充実と相互の連携を図ることにより、子どもがその可能性を伸ばしていくことのできる環境を整えます。

さらに、身近な場所に子どもにとって魅力的な遊びや学びの場を提供することは、子どもが社会性を身につけるうえで重要であることから、地域の公園や子育て施設の充実を図ります。

(5) 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現

多様なニーズに応じた保育サービスの提供や拡充などを行い、子育てと仕事を両立できる仕組みづくりを進めます。

4 重点取組

基本理念の実現のために基本目標及び主要施策を設定し取組を進めていきますが、多岐に渡る施策のなかで、今後5年間に重点的に取り組むべきことを「重点取組」として、本計画に位置づけました。

(1) 切れ目のない子育て支援を推進します

核家族化の進行等、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化等の影響により、保護者の孤立感や負担感が高まっています。また、妊娠期から子育て期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。こうした家庭に適切な支援が差しのべられず、痛ましい児童虐待に至ってしまうことのないよう、妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備や、地域の子育て支援サービスの充実を図り、切れ目のない子育て支援を推進していくことが重要です。



(2) 子どもの貧困等、特別な配慮が必要な家庭への支援を推進します

本市では、平成29年度に子どもの貧困を含めた子育て世帯の生活状況やニーズなどを把握するため「鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査」を実施しました。調査結果では、18歳未満の子どもがいる世帯のうち国の貧困線の基準を下回る世帯の割合等は4.9%、18歳未満の子どもがいるひとり親家庭世帯のうち国の貧困線の基準を下回る世帯の割合等は44.7%となっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが重要です。

さらに、発達障害などがある子どもを育てる家庭で、配慮や支援を必要とする家庭のため、地域においてそういった子どもとその家族を支えていく体制を整備することが求められています。子どもが自らの可能性を引き出し社会的に自立するため、障害の早期発見と早期からの発達支援を保障し、年齢に応じた支援を行う必要があります。

また、本市における新規児童虐待相談件数は年々増加しています。保護者の子育てに関する孤独感や不安感などが虐待に繋がることもあるため、地域での見守りや関係機関との連携など、その要因を取り除くための支援が必要です。

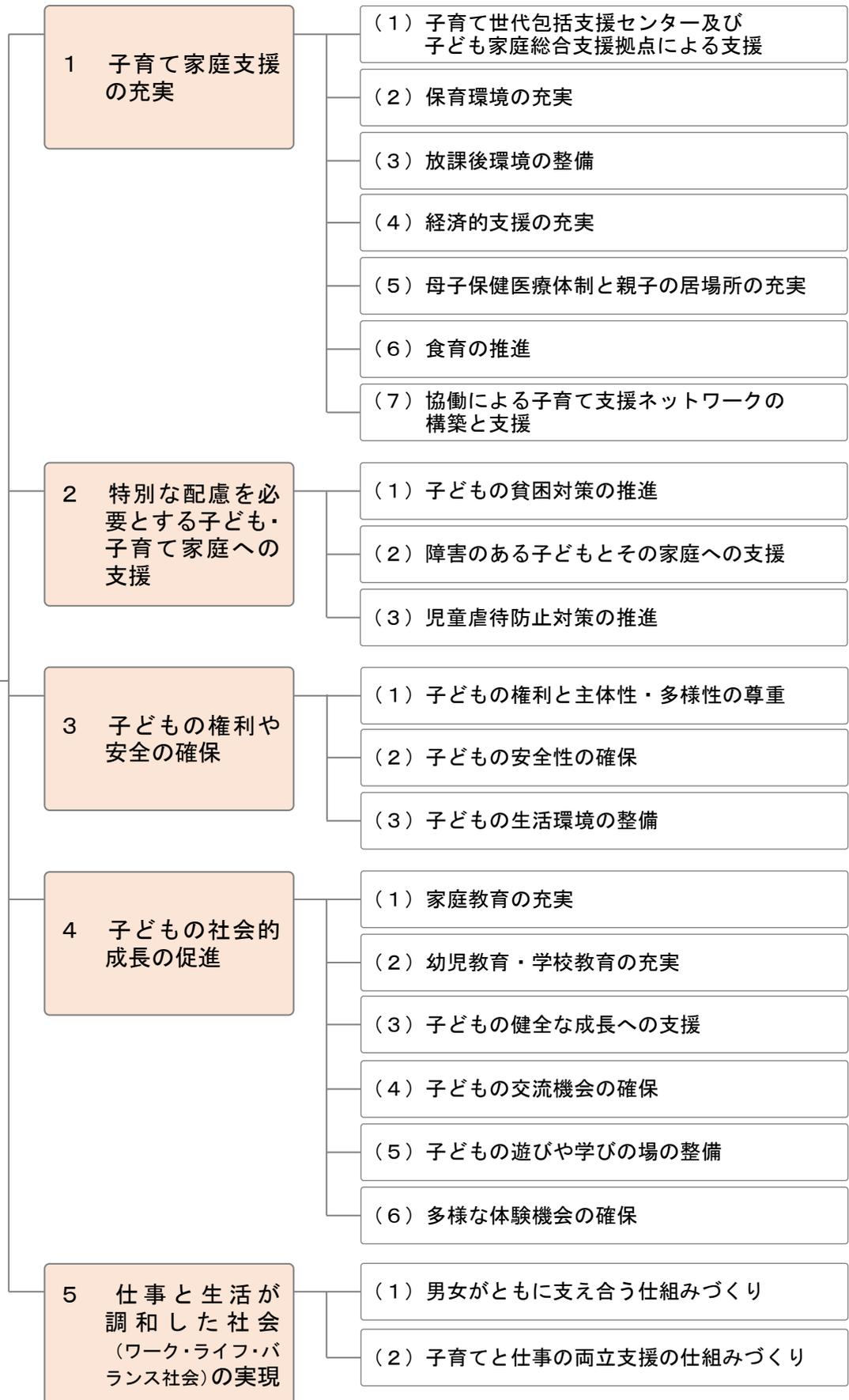
5 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[主要施策]

子どもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉



第4章 施策の展開

基本目標1 子育て家庭支援の充実

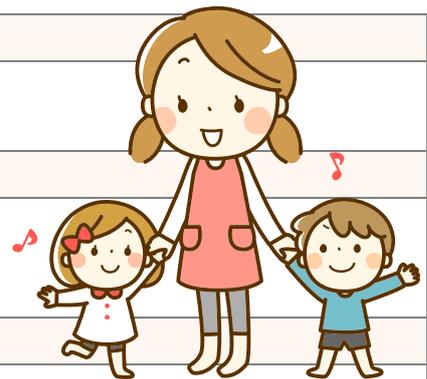
主要施策（1）子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点による支援

① 相談体制の充実	
1-1-1-1 子育て世代包括支援センター	1-1-1-2 子育て世代包括支援連絡会
1-1-1-3 「子ども家庭総合支援拠点」の運営	1-1-1-4 地域子育て相談体制
1-1-1-5 各種相談体制の充実及び連携	1-1-1-6 育児相談及び講演会
1-1-1-7 地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動	1-1-1-8 子育て支援センターの充実
1-1-1-9 つどいの広場	1-1-1-10 保育所における地域育児センター活動
1-1-1-11 子育てサロン	1-1-1-12 親子健康教育
1-1-1-13 親子健康相談	1-1-1-14 家庭訪問
1-1-1-15 健診後のフォロー体制づくり	1-1-1-16 予防接種と感染症予防の啓発
1-1-1-17 遊び場デビュークラス	
1-1-1-18 妊産婦向けおはなし会、乳幼児向けおはなし会の開催	
1-1-1-19 保育コンシェルジュ	
② 情報提供体制の充実	
1-1-2-1 保育コンシェルジュ（子育て経験者）・「かまくら子育てメディアスポット」の運営	
1-1-2-2 「かまくら子育てナビきらきら」の発行	
1-1-2-3 祖父母世代向け手帳「孫育てスタートブック～地域みんなで子育て～」	
③ 妊娠前の夫婦等、妊婦や子どもへの支援	
1-1-3-1 妊産婦及び乳幼児健康診査	1-1-3-2 両親学級
1-1-3-3 産科診療所運営への支援	1-1-3-4 不妊相談の周知
1-1-3-5 特定不妊・不育症治療費助成	1-1-3-6 予防接種と感染症予防の啓発
1-1-3-7 小児救急医療体制の推進	1-1-3-8 かかりつけ医の確立
1-1-3-9 産後ケア事業	



主要施策（2）保育環境の充実

① 保育体制の整備・充実	
1-2-1-1 通常保育事業	
1-2-1-2 拠点保育所の整備	
1-2-1-3 保育施設の整備・活用	
② 保育内容の充実	
1-2-2-1 延長保育事業	
1-2-2-2 休日保育事業	
1-2-2-3 病児・病後児保育事業	
1-2-2-4 低年齢児保育	
③ 保育サービスの質の確保	
1-2-3-1 保育サービス評価	
④ 地域での預かり等事業の充実	
1-2-4-1 一時預かり事業	1-2-4-2 短期入所生活援助（ショートステイ）事業
1-2-4-3 トワイライトステイ事業	1-2-4-4 預かり保育
1-2-4-5 ファミリーサポートセンター事業	1-2-4-6 市主催事業における託児サービス



主要施策（３）放課後環境の整備

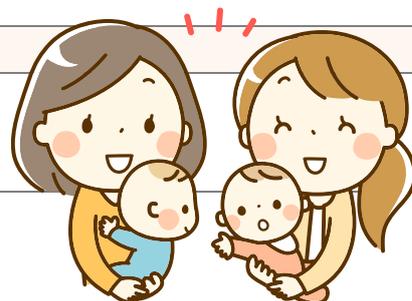
① 放課後児童対策の量と質の確保	
1-3-1-1 放課後かまくらっ子（新・放課後子ども総合プラン）	1-3-1-2 子どもの家の利用時間延長
1-3-1-3 幼稚園における学童保育	

主要施策（４）経済的支援の充実

① 養育費等の助成	
1-4-1-1 児童手当	1-4-1-2 在宅子育て家庭支援
② ひとり親家庭への助成	
1-4-2-1 ひとり親家庭等の医療費の助成	1-4-2-2 児童扶養手当
1-4-2-3 ひとり親家庭等への貸付制度	1-4-2-4 ひとり親家庭等の家賃の助成
1-4-2-5 ひとり親家庭等児童の大学進学支度金	1-4-2-6 遺児卒業祝金の贈呈
③ 障害のある子どもとその家庭への助成	
1-4-3-1 障害者医療費助成	1-4-3-2 特別児童扶養手当
1-4-3-3 障害児福祉手当	1-4-3-4 障害者福祉手当
1-4-3-5 地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費	
1-4-3-6 障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成	
1-4-3-7 補装具・日常生活用具の交付	
④ 医療費の助成	
1-4-4-1 小児医療費助成	1-4-4-2 ひとり親家庭等の医療費の助成
1-4-4-3 障害者医療費助成	1-4-4-4 未熟児養育医療事業
⑤ 教育費の助成	
1-4-5-1 幼児教育・保育無償化事業	1-4-5-2 就学援助
1-4-5-3 実費徴収に係る補足給付事業	

主要施策（５）母子保健医療体制と親子の居場所の充実

① 妊婦等に対する支援の充実	
1-5-1-1 妊産婦及び乳幼児健康診査	1-5-1-2 両親学級
1-5-1-3 産科診療所運営への支援	1-5-1-4 不妊相談の周知
1-5-1-5 特定不妊・不育症治療費助成	1-5-1-6 産後ケア事業
② 乳幼児の健康の確保	
1-5-2-1 妊産婦及び乳幼児健康診査	1-5-2-2 上級・普通救命講習
1-5-2-3 保育園児の健康管理	1-5-2-4 幼稚園児の健康管理
③ 子どもに対する医療体制の整備	
1-5-3-1 予防接種と感染症予防の啓発	1-5-3-2 小児救急医療体制の推進
1-5-3-3 かかりつけ医の確立	
④ 医療に対する経済的支援	
1-5-4-1 小児医療費助成	1-5-4-2 ひとり親家庭等の医療費の助成
1-5-4-3 障害者医療費助成	1-5-4-4 未熟児養育医療事業
⑤ 相談体制・情報提供の充実	
1-5-5-1 親子健康教育	1-5-5-2 親子健康相談
1-5-5-3 家庭訪問	1-5-5-4 健診後のフォロー体制づくり
1-5-5-5 予防接種と感染症予防の啓発	1-5-5-6 遊び場デビュークラス
1-5-5-7 妊産婦向けおはなし会、乳幼児向けおはなし会の開催	
1-5-5-8 保育コンシェルジュ（子育て経験者）・「かまくら子育てメディアスポット」の運営	
1-5-5-9 保育コンシェルジュ（保育士）	
⑥ 保護者交流機会の提供	
1-5-6-1 子育て支援センターの充実	
1-5-6-2 つどいの広場	
1-5-6-3 冒険遊び場事業等	
1-5-6-4 多世代交流地域共同拠点の創設	



主要施策（6）食育の推進

① 食育を通じた働きかけ	
1-6-1-1 親と子の食生活体験学習の開催	1-6-1-2 栄養相談・栄養指導の実施
1-6-1-3 離乳食教室の開催	1-6-1-4 乳幼児健診の場を通じた情報提供
1-6-1-5 保育所における食育の推進	1-6-1-6 成長・発達にあわせたはたらきかけ
1-6-1-7 学校における食育の推進	1-6-1-8 食育ボランティアの活動支援
1-6-1-9 食育の啓発	

主要施策（7）協働による子育て支援ネットワークの構築と支援

① ネットワーク体制の充実	
1-7-1-1 ネットワークの推進	
1-7-1-2 地域福祉活動	
1-7-1-3 子育て世代包括支援連絡会	



基本目標 2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

主要施策（1）子どもの貧困対策の推進

① 教育の支援	
2-1-1-1 教育相談事業の充実	2-1-1-2 思春期相談体制の充実
2-1-1-3 青少年健全育成活動	2-1-1-4 生活困窮者学習・生活支援事業
2-1-1-5 就学援助	
② 生活の安定に資するための支援	
2-1-2-1 子育て世代包括支援センター	2-1-2-2 地域子育て相談体制
2-1-2-3 「子ども家庭総合支援拠点」の運営	2-1-2-4 地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動
2-1-2-5 親子健康教育	2-1-2-6 親子健康相談
2-1-2-7 家庭訪問	2-1-2-8 健診後のフォロー体制づくり
2-1-2-9 妊産婦及び乳幼児健康診査	2-1-2-10 産後ケア事業
2-1-2-11 放課後かまくらっ子（新・放課後子ども総合プラン）	
2-1-2-12 栄養相談・栄養指導の実施	2-1-2-13 保育所における食育の推進
2-1-2-14 学校における食育の推進	2-1-2-15 ひとり親家庭相談
2-1-2-16 家事支援の実施	2-1-2-17 ひとり親家庭の団体活動の支援
2-1-2-18 緊急保護体制の確保	2-1-2-19 虐待の早期発見と予防
2-1-2-20 児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会－要対協－）の運営	
2-1-2-21 養育支援訪問	2-1-2-22 生活困窮者自立相談支援事業
2-1-2-23 生活困窮者家計改善支援事業	
③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
2-1-3-1 ひとり親家庭相談	2-1-3-2 自立支援教育訓練給付金
2-1-3-3 高等職業訓練促進給付金	2-1-3-4 生活困窮者就労準備支援事業
④ 経済的支援	
2-1-4-1 ひとり親家庭等の医療費の助成	2-1-4-2 児童扶養手当
2-1-4-3 ひとり親家庭等への貸付制度	2-1-4-4 ひとり親家庭等の家賃の助成
2-1-4-5 ひとり親家庭等児童の大学進学支度金	2-1-4-6 遺児卒業祝金の贈呈
2-1-4-7 寡婦（夫）控除のみなし適用	2-1-4-8 幼児教育・保育無償化事業
2-1-4-9 就学援助	
2-1-4-10 ひとり親家庭等へのごみの有料袋（指定収集袋）の交付	
2-1-4-11 実費徴収に係る補足給付事業	

主要施策（２）障害のある子どもとその家庭への支援

① 相談体制の充実	
2-2-1-1 健診後のフォロー体制づくり	2-2-1-2 相談体制の推進
2-2-1-3 障害児者への相談支援体制の推進	2-2-1-4 就学相談
2-2-1-5 障害福祉相談員による相談	
② 早期発見・発達支援体制の充実	
2-2-2-1 5歳児すこやか相談	2-2-2-2 発達支援指導
2-2-2-3 あおぞら園児童発達支援	2-2-2-4 発達支援システムネットワークの推進
2-2-2-5 発達に支援を必要とする幼児へのきめ細やかな対応	
2-2-2-6 発達支援サポートシステム推進事業	
③ 療育支援体制の整備	
2-2-3-1 統合保育の推進	2-2-3-2 保育所等での統合保育
2-2-3-3 統合保育	2-2-3-4 特別支援教育
2-2-3-5 障害のある児童の子どもの家・アフタースクールの受入れ	
2-2-3-6 障害児通所支援施設の整備	2-2-3-7 療育関係の施設の整備
2-2-3-8 市民啓発	
④ 経済的支援	
2-2-4-1 障害者医療費助成	2-2-4-2 特別児童扶養手当
2-2-4-3 障害児福祉手当	2-2-4-4 障害者福祉手当
2-2-4-5 地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費	
2-2-4-6 障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成	
2-2-4-7 補装具・日常生活用具の交付	2-2-4-8 自立支援医療（育成医療）
2-2-4-9 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助	2-2-4-10 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

主要施策（３）児童虐待防止対策の推進

① 相談体制の充実	
2-3-1-1 「子ども家庭総合支援拠点」の運営	2-3-1-2 子育て世代包括支援センター
2-3-1-3 地域子育て相談体制	2-3-1-4 ひとり親家庭相談
2-3-1-5 教育相談事業の充実	2-3-1-6 地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動
② 虐待防止に向けた支援の推進	
2-3-2-1 児童虐待防止の啓発	
2-3-2-2 児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会－要対協－）の運営	
2-3-2-3 虐待の早期発見と予防	2-3-2-4 養育支援訪問
2-3-2-5 産後ケア事業	2-3-2-6 障害者虐待防止センターの運営
③ 子育て親子の交流の場の提供	
2-3-3-1 子育て支援センターの充実	2-3-3-2 つどいの広場
2-3-3-3 子育てサロン	2-3-3-4 冒険遊び場事業等



基本目標3

子どもの権利や安全の確保

主要施策（1）子どもの権利と主体性・多様性の尊重

① 子どもの権利の尊重	
3-1-1-1 「子どもの権利条約」の尊重	
② 子どもの意思表明権の尊重	
3-1-2-1 子どもが意見を言える場の設置	3-1-2-2 かまくら子ども議会の開催
3-1-2-3 「わたしの提案（子ども版）」の設置	
③ 子どもの権利についての周知・啓発	
3-1-3-1 「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知・啓発	
④ 人権教育	
3-1-4-1 人権教育	3-1-4-2 中学生人権作文コンテスト
⑤ 人権相談・啓発	
3-1-5-1 人権擁護委員の活動	3-1-5-2 人権啓発のための講演会等の実施
⑥ 共生社会の推進	
3-1-6-1 共生社会を担う人材の育成	3-1-6-2 共生意識の形成
3-1-6-3 情報発信の共生化の推進	

主要施策（2）子どもの安全性の確保

① 交通被害からの保護	
3-2-1-1 交通安全教室の実施	3-2-1-2 スクールゾーン等の交通安全対策
② 犯罪被害からの保護	
3-2-2-1 防犯灯管理費補助金の交付	3-2-2-2 防犯対策の充実
3-2-2-3 自主防犯パトロール活動の推進	3-2-2-4 保護者と地域の連携による防犯活動の推進
3-2-2-5 関係機関、団体との協議会の開催	3-2-2-6 防犯体制の充実
3-2-2-7 幼稚園の安全対策	3-2-2-8 幼稚園におけるメールシステムの活用
3-2-2-9 学校と警察の連携の強化	3-2-2-10 児童安全指導の開催
3-2-2-11 防犯教室の開催	3-2-2-12 学校警備員の配置
3-2-2-13 防犯に関する普及啓発活動の実施	3-2-2-14 事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配付
3-2-2-15 地域防犯カメラ設置費補助金の交付	3-2-2-16 防犯ブザーの配付
③ 放射能からの保護	
3-2-3-1 子ども関連施設等における放射線量等の測定	

主要施策（3）子どもの生活環境の整備

① 住みやすいまちづくり	
3-3-1-1 まちづくり活動の支援	
② 交通環境の整備	
3-3-2-1 歩道の整備	
3-3-2-2 生活道路の整備促進	
3-3-2-3 交通環境の検討	
③ 施設環境の整備	
3-3-3-1 駅施設の整備	
④ 公園・緑地の整備	
3-3-4-1 公園・緑地の整備促進	
3-3-4-2 緑地の確保	
⑤ 住環境の整備	
3-3-5-1 住宅施策の推進	
3-3-5-2 市営住宅の整備促進	



基本目標 4 子どもの社会的成長の促進

主要施策（１）家庭教育の充実

① 家庭教育環境の充実	
4-1-1-1 育児教室	4-1-1-2 学習情報の収集と提供
4-1-1-3 生涯学習施設の提供	4-1-1-4 ブックスタート事業の推進
4-1-1-5 家庭・地域の教育力活性化セミナー	4-1-1-6 子どもや親子のための学習情報の収集と提供
4-1-1-7 多文化資料の充実、見える化・世界のおはなし会の開催	
4-1-1-8 郷土学習・地域学習のための学習情報の収集と提供	
4-1-1-9 学習バック・読書バックの小中学校等への貸出	

主要施策（２）幼児教育・学校教育の充実

① 幼児教育の推進	
4-2-1-1 幼児教育に関する研究・研修	4-2-1-2 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
4-2-1-3 幼児教育の振興	4-2-1-4 幼稚園教諭の資質の向上
4-2-1-5 鎌倉市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金の交付	
② 学校教育の充実	
4-2-2-1 小学生と園児の交流	4-2-2-2 中学生と園児の交流
4-2-2-3 世代間交流	4-2-2-4 環境教育の推進
4-2-2-5 心の教育の推進・道徳教育の充実	4-2-2-6 国際社会への対応
4-2-2-7 情報化社会への対応	4-2-2-8 各種育成行事
4-2-2-9 体験学習の推進	4-2-2-10 読書活動の推進
4-2-2-11 ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発	4-2-2-12 里山体験学習
4-2-2-13 国際理解事業	4-2-2-14 景観セミナー等の開催
4-2-2-15 ようこそ先達事業	4-2-2-16 児童・生徒理解研修会の実施
4-2-2-17 郷土学習・地域学習	4-2-2-18 ゆめひかる文化芸術子ども表彰
4-2-2-19 緑のレンジャー・ジュニア	
③ 学校教育環境の整備	
4-2-3-1 学校評議員制度	4-2-3-2 個に応じた指導の充実
4-2-3-3 各種補助員・介助員の派遣	4-2-3-4 安全で快適な学校教育環境の整備
④ 経済的負担の軽減	
4-2-4-1 幼児教育・保育無償化事業	4-2-4-2 就学援助
4-2-4-3 実費徴収に係る補足給付事業	
⑤ 教育相談の充実	
4-2-5-1 教育相談事業の充実	
⑥ いじめへの対応、不登校児童への支援	
4-2-6-1 いじめへの対応、不登校児童への支援	4-2-6-2 鎌倉市いじめ相談ダイヤル
4-2-6-3 教育センター相談室事業	4-2-6-4 スクールカウンセラーによる相談
4-2-6-5 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会	4-2-6-6 スクールバディ活動（中学校）
4-2-6-7 「いじめのない学校」を目指して	4-2-6-8 「子ども家庭総合支援拠点」の運営

主要施策（３）子どもの健全な成長への支援

① 青少年の健全な育成	
4-3-1-1 青少年健全育成活動	
② 学童期・思春期における保健対策	
4-3-2-1 学校における思春期教育の充実	
4-3-2-2 思春期相談体制の充実	



主要施策（４）子どもの交流機会の確保

① 青少年団体への活動支援	
4-4-1-1 青少年指導者の活動支援	4-4-1-2 総合型地域スポーツクラブの育成
② 子どもの地域活動の支援	
4-4-2-1 放課後かまくらっ子等における健全育成	4-4-2-2 ジュニアリーダー等の育成
③ 世代間交流の推進	
4-4-3-1 世代間交流	4-4-3-2 三世交代流事業

主要施策（５）子どもの遊びや学びの場の整備

① 遊びや学びの場の整備	
4-5-1-1 子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流	
4-5-1-2 冒険遊び場事業等	4-5-1-3 学校開放の推進
4-5-1-4 保育所のホール等を活用した地域での子育て支援	4-5-1-5 保育所の地域子育て支援
4-5-1-6 地域開放	4-5-1-7 放課後かまくらっ子（新・放課後子ども総合プラン）
4-5-1-8 公園・緑地の整備促進	4-5-1-9 なつの学習教室

主要施策（６）多様な体験機会の確保

① 多様な体験機会の確保	
4-6-1-1 各種育成事業	4-6-1-2 子どものスポーツの育成
4-6-1-3 スポーツ活動の促進	4-6-1-4 競技スポーツ活性化のための啓発
4-6-1-5 ジュニアスポーツ栄誉表彰	4-6-1-6 青少年健全育成活動
4-6-1-7 子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流	
4-6-1-8 冒険遊び場事業等	4-6-1-9 父と子の里山体験
4-6-1-10 こども里山一日体験	4-6-1-11 里山探検隊
4-6-1-12 子ども里山体験	4-6-1-13 鎌倉てらこや事業
4-6-1-14 てらハウス事業	4-6-1-15 青空自主保育
4-6-1-16 三世交代流事業	

基本目標 5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現

主要施策（１）男女がともに支え合う仕組みづくり

① 男女がともに支え合う仕組みづくり	
5-1-1-1 男女共同参画社会づくり	5-1-1-2 父親への育児支援
5-1-1-3 両親学級	5-1-1-4 父子健康手帳
5-1-1-5 道徳教育での啓発	5-1-1-6 特別活動での啓発

主要施策（２）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

① 子育てと仕事の両立の支援	
5-2-1-1 育児休業制度の普及・啓発活動	
5-2-1-2 就労環境改善への支援	
5-2-1-3 就労情報の提供	
5-2-1-4 育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備	
5-2-1-5 女性の就労応援	
5-2-1-6 「鎌倉市特定事業主行動計画」の推進	



第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）

1 教育・保育事業提供区域の設定

（1）幼児期の教育・保育事業

教育・保育事業提供区域

行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育事業を提供する区域」として定めています。



（2）地域子ども・子育て支援事業

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童クラブ（子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しています。

2 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育事業における量の見込みと確保方策

教育事業においては、量の見込みに対して既存の供給量で確保できる見込みです。

(人)

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	1,790	1,731	1,658	1,619	1,613
	2号認定(教育)	217	217	216	213	210
	合計	2,007	1,948	1,874	1,832	1,823
確保方策	特定教育・保育施設	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125
	私学助成の幼稚園	2,365	2,365	2,365	2,365	2,365
	合計②	3,490	3,490	3,490	3,490	3,490
過不足(②-①)		1,483	1,542	1,616	1,658	1,667



(2) 保育事業における量の見込みと確保方策

保育環境の整備を進めながら、待機児童の減少に努めるほか、社会情勢に変化が生じた場合は柔軟に対応します。

(人)

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①	2号認定(3歳以上児)	1,556	1,545	1,521	1,504	1,489	
	3号認定	1・2歳児	1,117	1,137	1,121	1,106	1,094
		0歳児	264	257	257	253	249
確保方策②	特定教育・保育施設	3歳以上児	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613
		1・2歳児	915	935	945	945	945
		0歳児	265	265	265	265	265
	特定地域型保育事業	1・2歳児	71	71	71	71	71
		0歳児	16	16	16	16	16
	企業主導型保育事業	3歳以上児	21	21	21	21	21
		1・2歳児	14	14	14	14	14
		0歳児	5	5	5	5	5
	幼稚園の預かり保育	2歳児	20	25	25	25	25
	過不足(②-①)	3歳以上児	78	89	113	130	145
1・2歳児		△ 97	△ 92	△ 66	△ 51	△ 39	
0歳児		22	29	29	33	37	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、つどいの広場) (年間：延べ人数・箇所)	量の見込み		40,051	39,904	40,018	39,275	38,496
	確保方策	延べ人数	40,051	39,904	40,018	39,275	38,496
		箇所数	5	5	5	5	5
2 一時預かり事業 (幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育) (年間：延べ人数・実施園数)	量の見込み		63,791	63,103	62,381	61,710	60,988
	確保方策	延べ人数	63,791	63,103	62,381	61,710	60,988
		実施園	21	21	21	21	21
3 一時預かり事業 (保育所等) (年間：延べ人数)	量の見込み①		7,029	6,947	6,864	6,782	6,700
	確保方策	一時預かり事業 (保育所等)	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333
		ファミリーサポートセンター事業	1,509	1,479	1,450	1,419	1,404
4 ファミリーサポートセンター事業 (就学児対象) (年間：延べ人数)	量の見込み		435	430	426	421	417
	確保方策		435	430	426	421	417
5 病児・病後児保育事業 (年間：延べ人数)	量の見込み		448	443	437	432	427
	確保方策		1,181	1,176	1,176	1,176	1,181
6 延長保育事業 (年間：実人数)	量の見込み		443	437	432	427	422
	確保方策	実人数	443	437	432	427	422
		実施園	全認可保育所等での実施				
7 新・放課後子ども総合プラン (子どもの家) (登録児童数)	量の見込み		1,313	1,309	1,307	1,299	1,260
	確保方策		1,313	1,309	1,307	1,299	1,260
8 乳児家庭全戸訪問事業 (人)	量の見込み		970	958	947	935	923
	確保方策		970	958	947	935	923
9 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) (年間：延べ人数・箇所)	量の見込み①		2	2	2	2	2
	確保方策	延べ人数②	2	2	2	2	2
		箇所数	3	3	3	3	3
10 養育支援訪問事業 (年間：延べ人数)	量の見込み①		234	232	242	239	250
	確保方策②		234	232	242	239	250
11 妊婦健康診査 (年間：対象者数・延べ健診回数)	量の見込み	対象者数	1,115	1,102	1,091	1,079	1,053
		健診回数	15,670	15,488	15,334	15,166	14,802
	確保方策		15,670	15,488	15,334	15,166	14,802
12 利用者支援事業 (箇所)	確保方策	基本型・特定型	2	2	2	2	2
		母子保健型	1	1	1	1	1

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制、進行管理

子ども・子育て支援事業は、こどもみらい部が中心となって推進していきます。推進に当たっては、庁内関係各課と連携するとともに、幼稚園や保育所、認定こども園などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。

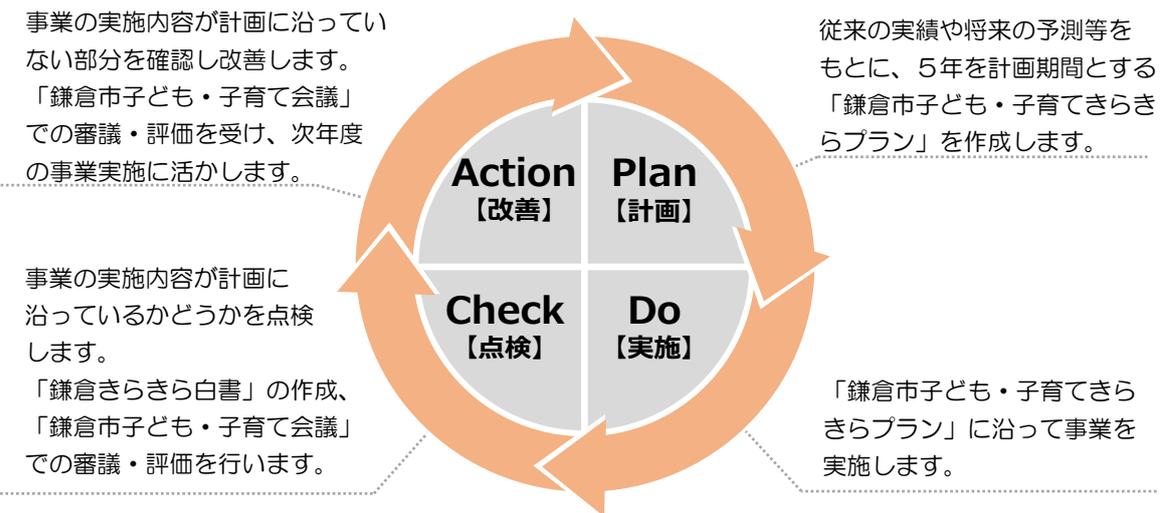
計画の進行管理については、前年度の実施状況をまとめた「鎌倉きらきら白書」を毎年度作成し、計画の実施状況を「鎌倉市子ども・子育て会議」で審議し、評価することで、次年度の事業実施に活かします。

2 個別事業の点検・評価

この計画は、PDCAサイクルによる「継続的改善」の考え方を基本とし、個々の事業ごとに計画（P）→実施（D）→点検（C）→改善（A）を繰り返すことで、事業の継続的な改善・充実を図ります。

量の見込みと確保方策の進捗状況を中心として、課題の整理や改善に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



3 情報公開

毎年度、計画の推進状況をまとめた「鎌倉きらきら白書」を市内の公共施設等に配架するとともに、市のホームページなどを利用して公表し、市民への周知を図ります。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン

～かまくらっ子をみんなで育てよう！～

概要版

発 行 年 月：令和2年（2020年）年3月

編集・発行・連絡先：鎌倉市こどもみらい部こども支援課

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話0467-23-3000（内線2651）
